

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

規則

○知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則
(総務部総務課)

五五

告示

○石油コンビナート等災害防止法による第二種事業所の指定の取消し

五五

○特定非営利活動法人設立の認証の申請

五六

○大規模小売店舗立地法第五条第一項(新設)の届出

五七

○肥料の登録の有効期間の更新

五八

○土地改良区が行う土地改良事業の廃止の認可

五八

○道営土地改良事業の工事の完了

五八

○漁業災害補償法による区域及び区分の決定の一部改正

五九

○漁港区域に係る海岸保全区域の指定の一部改正(二件)

五九

○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定

六一

○知事権限に係る保安林の指定の解除

六一

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定

六一

○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の完了

六二

○道路の区域の決定

六二

○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可

六二

○都市計画事業の認可

六二

○地域高規格道路根室中標津道路(別海道路)に係る環境影響評価方法書に対する意見の公表

六三

○平成十四年度行政書士試験の実施

六三

○公募型プロポーザルの実施

六四

○公募型プロポーザルの実施

六四

○公募型プロポーザルの実施

六五

○道公安委員会公告

六五

○立入りをを行う警察職員であることの身分を示す証明書の告示を廃止する公告

六六

公布された規則のあらまし

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則(規則第七十七号)

一 趣旨及び内容

公益法人の運営実態にかんがみ、やむを得ない事情があるときは、事業計画書及び収支予算書の届出期限を事業年度開始後三月以内に延長することとするため、この規則を制定することとした(第五条第二項関係)。

二 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規則

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年七月九日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第七十七号

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和五十一年北海道規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中、「前項の」を、「前二項の規定による」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による届出は、やむを得ない事情があるときは、同項の規定にかかわらず、事業年度(事業年度の定めのない法人にあつては、年とする。以下この条において同じ。)開始後三月以内に行うことができる。この場合においては、事業年度開始前に届出をすることができなかった理由を記載した書類を添えてしなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

北海道規則第七十七号

次の事業所に係る石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第5号の第二種事業所の指定を取り消す。

平成14年7月9日

- | | | | |
|---|----------------------|---------------------------------------|-------------|
| 1 | 石油コンビナート等特別
防災区域名 | 室蘭地区 | 北海道知事 堀 達 也 |
| 2 | 事業所の所在地及び名称 | 室蘭市港北町1丁目1番5号
エム・シー・ターミナル株式会社室蘭事業所 | |

北海道告示第1174号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成14年7月9日

北海道知事 堀 達 也

- | | | |
|------|--------------|----------------------|
| 1(1) | 申請のあった年月日 | 平成14年6月6日 |
| (2) | 特定非営利活動法人の名称 | 北海道インフオメーションセンター・ひやま |
| (3) | 代表者の氏名 | 松村 俊昭 |
| (4) | 主たる事務所の所在地 | 檜山郡江差町字中歌町198番地の6 |
| (5) | 定款に記載された目的 | 江差町地域振興センター内 |

この法人は、檜山の資源を地域連携のもとに地域内、都市と農山漁村との体験交流等を進めるために必要な情報の収集、発信等を行い、地域の安全と福祉の向上につとめ、人と自然、人と人の素晴らしい出会いを創り出すことにより、檜山を愛する人々の輪を広げ、滞在型観光を促進するとともに、心豊かな人材育成と地域文化の推進、檜山の社会、経済の増進および、環境の保全に寄与することを目的とする。

- | | | |
|------|-----------|------------|
| 2(1) | 申請のあった年月日 | 平成14年6月10日 |
|------|-----------|------------|

- | | | |
|-----|--------------|---|
| (2) | 特定非営利活動法人の名称 | ケアホーム春風 |
| (3) | 代表者の氏名 | 西山 明美 |
| (4) | 主たる事務所の所在地 | 白糠郡白糠町東2条南3丁目3番地13 |
| (5) | 定款に記載された目的 | この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んで頂くために通所介護等の事業を行うと共に、その家族に対して介護の軽減を図り、地域 |

社会全体の福祉の増進に寄与することを目的とする。

- | | | |
|------|-----------|------------|
| 3(1) | 申請のあった年月日 | 平成14年6月11日 |
|------|-----------|------------|

- | | | |
|-----|--------------|------------------|
| (2) | 特定非営利活動法人の名称 | 旭川障害者連絡協議会 |
| (3) | 代表者の氏名 | 鈴木 勲 |
| (4) | 主たる事務所の所在地 | 旭川市宮前通東4155番地の30 |
| (5) | 定款に記載された目的 | 旭川市障害者福祉センター内 |

この法人は障害の種別や程度の違いを越え、あらゆる障害者の日常の問題、制度上の問題等を掘り起こし、その存在を明らかにするとともに、問題解決のため自ら実践し、できない問題は社会に対して積極的に提案することにより、障害者の自立と地位の向上を図ることを目的とする。

- | | | |
|------|-----------|------------|
| 4(1) | 申請のあった年月日 | 平成14年6月12日 |
|------|-----------|------------|

- | | | |
|-----|--------------|-------------------|
| (2) | 特定非営利活動法人の名称 | コミュニケーションクタンクあうるず |
| (3) | 代表者の氏名 | 梅津 一孝 |
| (4) | 主たる事務所の所在地 | 帯広市東2条南4丁目10番地 |
| (5) | 定款に記載された目的 | |

この法人は、地域づくりの主体者である住民に対して意識啓発活動を行うと同時に、住民ニーズを把握し地域の発展にかかる施策の立案に寄与することを目的とする。また、地域づくりにかかる施策の実行に際して、地域住民の自発的意志に基づき実行主体の確立等を目指す。また、行政等に対しては地域のシンクタンクとしての機能を発揮し、地域が求める施策を提言すると共に、実践的行動によって実効の上がる地域づくりに寄与することを目的とする。

- | | | |
|------|-----------|------------|
| 5(1) | 申請のあった年月日 | 平成14年6月21日 |
|------|-----------|------------|

- | | | |
|-----|--------------|-----------------|
| (2) | 特定非営利活動法人の名称 | 美幌町体育協会 |
| (3) | 代表者の氏名 | 牧野 了泰 |
| (4) | 主たる事務所の所在地 | 網走郡美幌町字西1条南5丁目 |
| (5) | 定款に記載された目的 | 美幌町トレーニンングセンター内 |
- この法人は、町民が多様なスポーツに親しみ、体力づくりを目指し、生涯にわたり健康に過ごすことがで

きる事業を行うとともに、スポーツの振興及びスポーツ精神の涵養に関する事業を行うことによって、市民の健康増進に寄与することを目的とする。

- 6(1) 申請のあった年月日 平成14年6月21日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 北海道青少年自立サポートセンター
- (3) 代表者の氏名 南部 正明
- (4) 主たる事務所の所在地 札幌市北区北1条西4丁目1番29号
- (5) 定款に記載された目的 この法人は、様々な事情により自立の困難な青少年を支援し、彼らの就労・経済的自立・社会参加を促すとともに、それを通して地域社会の自助・教育機能の回復に寄与することを目的とする。

この法人は、様々な事情により自立の困難な青少年を支援し、彼らの就労・経済的自立・社会参加を促すとともに、それを通して地域社会の自助・教育機能の回復に寄与することを目的とする。

- 7(1) 申請のあった年月日 平成14年6月27日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 夢の樹オホーツク
- (3) 代表者の氏名 小瀬 敏幸

- (4) 主たる事務所の所在地 網走市字呼人351番地の31
- (5) 定款に記載された目的 この法人は、地域における子ども・保護者・障がい者（児）・高齢者など地域住民に対しての生活支援、交流促進などに関する事業を行い、ジェンダーフリー及びユニバーサルデザインの視点から、誰もが暮らしやすい社会の実現に寄与することを目的とする。

この法人は、地域における子ども・保護者・障がい者（児）・高齢者など地域住民に対しての生活支援、交流促進などに関する事業を行い、ジェンダーフリー及びユニバーサルデザインの視点から、誰もが暮らしやすい社会の実現に寄与することを目的とする。

- 8(1) 申請のあった年月日 平成14年6月27日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 あいねっと北海道
- (3) 代表者の氏名 宮武 信雄
- (4) 主たる事務所の所在地 札幌市南区川沿4条5丁目9番3号
- (5) 定款に記載された目的 この法人は、インターネットによる情報化社会が急激な速さで進む中、高齢者・障害者などの情報弱者と言われている層への情報格差（デジタルバイド）の解消とインターネットの活用により三世代との交流を促進させて青少年の健全育成を図り、シニア層の社会参加・生涯学習・老後の安心した生きがいづくりを支援していき、さらには福祉その他の分野で活動してい

るNPO、市民活動組織に対してIT化促進への技術支援を行っていくことを目的とする。

- 9(1) 申請のあった年月日 平成14年6月28日
- (2) 特定非営利活動法人の名称 こども・コムスレーション・いしかり
- (3) 代表者の氏名 藤原 市子
- (4) 主たる事務所の所在地 石狩市花川南1条3丁目27番地
- (5) 定款に記載された目的 この法人は、子どもに対して芸術文化体験、生活文化体験の機会の拡充をはかり、子どもの全人的成長に寄与し、子どもの社会参画をすすめる。また、子育て支援等の事業や子どもに関する諸団体との交流を通して子どもが自ら育つ地域社会づくりをすすめることを目的とする。

この法人は、子どもに対して芸術文化体験、生活文化体験の機会の拡充をはかり、子どもの全人的成長に寄与し、子どもの社会参画をすすめる。また、子育て支援等の事業や子どもに関する諸団体との交流を通して子どもが自ら育つ地域社会づくりをすすめることを目的とする。

北海道告示第1175号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成14年11月11日までに北海道渡島支庁商工労働観光課に到着することができ。

平成14年7月9日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 フラッシュオンセンターしまむら桔梗店 函館市桔梗4丁目35番2号
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社 東南建設 代表取締役 坂本 幸夫 函館市桔梗4丁目35番8号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社 しまむら 代表取締役 藤原秀次郎 さいたま市宮原町2丁目19番4号
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日

第1380号

報 公 道 北

- 平成15年2月27日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,172㎡
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の収容台数 53台
- イ 駐輪場の収容台数 6台
- ウ 荷さばき施設の面積 94㎡
- エ 廃棄物等の保管施設の容量 42㎡
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- 開店時刻 午前10時
- 閉店時刻 午後8時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時45分から午後8時15分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数 2か所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前9時から午後9時まで
- 2 届出年月日

- 平成14年6月27日
- 3 届出書等の縦覧
- (1) 縦覧場所
北海道経済部地域産業課
北海道渡島支庁商工労働観光課
- (2) 縦覧期間
平成14年7月9日(火)から11月11日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
- (3) 縦覧時間
午前9時から午後5時15分まで
- (4) その他
縦覧については、函館市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間
等については函館市へ問い合わせること。
- 北海道告示第1176号
- 肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効
期間を更新した。
- 平成14年7月9日
- 北海道知事 堀 達 也

登録番号	肥 料 の 種 類	肥 料 の 名 称	保証成分量 (%)	そ の 他 の 規 格	生産者			登録有効期限
					名	産 住	業 者	
北 海 道 第1225号	炭酸カルシウム肥料	53.0炭酸カルシ ウム肥料	アルカリ分 53.0	その他の制限事項は 公定規格のとおり	道南石灰工業株式会社	札幌市東区北20条東7丁目2番34号		平成20. 8. 1
北 海 道 第2210号	炭酸カルシウム肥料	6.0炭酸苦土石 灰肥料	アルカリ分 53.0 く溶性苦土 6.0	その他の制限事項は 公定規格のとおり	同	同	同	同 20. 7. 21

北海道告示第1177号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、平成14年7月1日、占
冠村土地改良区を行う土地改良(維持管理)事業の廃止を認可した。

平成14年7月9日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1178号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により、次のとおり道営土

地改良事業の工事を完了したので公告する。

平成14年7月9日

北海道知事 堀 達 也

地 区 名	事 業 の 種 類	完了年月日
春 日 井	土地改良総合整備【一般型】(農業用排水)	平成 9.12.18
同	(農道)	同 13. 3. 7
同	(客土)	同 13. 1. 31

春日井	土地改良総合整備【一般型】（暗きよ）	平成13. 1. 31
同	同（区画整理）	同 13. 3. 27
青苗	畑地帯総合整備（農業用排水）	同 13.12.20
同	同（農道）	同 13. 7. 19
同	同（客土）	同 13.10.30
同	同（区画整理）	同 12.11. 6
丹羽	かんがい排水（国営附帯）	同 14. 2. 25
鶯町	新生産調整推進排水対策特別（農業用排水）	同 13.11. 9
北檜山	中山間地域総合整備（農業用排水）	同 14. 1. 10
同	同（暗きよ）	同 13. 2. 26
同	同（ほ場整備）	同 14. 3. 20
せたな	同（客土）	同 12. 1. 24
同	同（暗きよ）	同 13.12.20
同	同（ほ場整備）	同 14. 3. 12
幾代	農免農道整備	同 14. 1. 21
西大里	同	同 14. 1. 30
帰来別	一般農道整備（過疎基幹）	同 13.11.20

北海道告示第1179号

昭和49年北海道告示第3906号（漁業災害補償法による区域及び区分の決定）の一部を次のように改正する。ただし、平成14年7月9日以前に締結された共済契約については、なお従前のとおりとする。

平成14年7月9日

北海道知事 堀 達 也

3法第104条第3号に掲げる漁業の貝取瀬区域（ひやま漁業協同組合の地区のうち、大成町字宮野、字平浜、字貝取瀬及び字長磯の地域）の項区分の欄中

- | | |
|----------------------|----------------------|
| 「1 小型ほつけさし網漁業 | 「1 小型ほつけさし網漁業 |
| 2 さけ・ますはえ縄漁業 | 2 さけ・ますはえ縄漁業 |
| 3 小型すけとうだら漁業及び小型定置漁業 | 3 秋さけ定置漁業 |
| | 4 小型すけとうだら漁業及び小型定置漁業 |

北海道告示第1180号

平成6年北海道告示第1165号（漁港区域に係る海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道水産林務部漁港漁村課、北海道檜山支庁及び大成町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成14年7月9日

北海道知事 堀 達 也

北海道後志檜山沿岸上浦漁港海岸保全区域の事項を次のように改める。

北海道後志檜山沿岸上浦漁港海岸保全区域

市町村名 海岸保全区域

久遠郡 指定の区域

大成町

1 点の位置

基 点 1 北海道久遠郡大成町字上浦278番の2 東角（原点1）から313度の

方向30メートルの点

2 1から127度の方向20メートルの点

3 2から114度の方向50メートルの点

4 3から82度の方向279メートルの点

5 4から155度の方向8メートルの点

6 5から200度の方向4メートルの点

7 北海道久遠郡大成町字上浦93番の2 南西角（原点2）から196度

の方向34メートルの点

8 7から20度の方向5メートルの点

9 8から103度の方向6メートルの点

10 9から73度の方向10メートルの点

11 10から131度の方向78メートルの点

12 11から143度の方向52メートルの点

13 12から167度の方向62メートルの点

14 北海道久遠郡大成町字上浦15番の2 南西角（原点3）から135度

の方向31メートルの点

15 14から157度の方向161メートルの点

16 15から175度の方向136メートルの点

17 16から151度の方向116メートルの点

18 17から180度の方向94メートルの点

19 18から69度の方向94メートルの点

20 北海道久遠郡大成町字都41番の南東角（原点4）から286度の方

向17メートルの点

21 20から94度の方向59メートルの点

22 21から112度の方向148メートルの点 補助点 1の1 1から216度の方向68メートルの点 3の1 3から189度の方向42メートルの点 4の1 4から222度の方向80メートルの点 6の1 6から200度の方向45メートルの点 7の1 7から200度の方向35メートルの点 11の1 11から260度の方向56メートルの点 13の1 13から246度の方向41メートルの点 14の1 14から238度の方向64メートルの点 18の1 18から203度の方向93メートルの点 19の1 19から157度の方向54メートルの点 20の1 20から175度の方向64メートルの点 21の1 21から172度の方向54メートルの点 22の1 22から191度の方向63メートルの点 2 区 域 上浦西地区海岸 1、2、3、4、5、6、6の1、4の1、3の1、1の1及び1の各点を順次に結んだ線により囲まれた区域及び7、8、9、10、11、12、13、13の1、11の1、7の1及び7の各点を順次に結んだ線により囲まれた区域 上浦東地区海岸 14、15、16、17、18、19、19の1、18の1、14の1及び14の各点を順次に結んだ線により囲まれた区域 都 地 区 海 岸 20、21、22、22の1、21の1、20の1及び20の各点を順次に結んだ線により囲まれた区域 北海道告示第1181号 平成11年北海道告示第114号（漁港区域に係る海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。 その関係図面は、北海道水産林務部漁港漁村課、北海道檜山支庁及び奥尻町役場に備え置いて縦覧に供する。 平成14年7月9日 北海道後志檜山沿岸青苗漁港海岸保全区域の事項を次のように改める。 北海道知事 堀 達 也 北海道後志檜山沿岸青苗漁港海岸保全区域		市町村名 奥 尻 郡 奥 尻 町 海岸保全区域 指定の区域 1 点の位置 基 点 1 北海道奥尻郡奥尻町字青苗1番の1南東角（原点1）から92度の方向9メートルの点 2 1から358度の方向48メートルの点 3 2から90度の方向8メートルの点 4 3から16度の方向154メートルの点 5 北海道奥尻郡奥尻町字青苗50番の2北西角（原点2）から353度の方向10メートルの点 6 5から296度の方向108メートルの点 7 6から11度の方向20メートルの点 8 7から104度の方向100メートルの点 9 8から351度の方向515メートルの点 10 9から3度の方向111メートルの点 11 10から21度の方向264メートルの点 12 11から34度の方向85メートルの点 13 12から36度の方向195メートルの点 14 13から44度の方向268メートルの点 15 14から52度の方向183メートルの点 16 北海道奥尻郡奥尻町字富里384番の北東角（原点3）から165度の方向111メートルの点 17 16から61度の方向204メートルの点 18 17から65度の方向134メートルの点 19 18から333度の方向79メートルの点 20 19から63度の方向13メートルの点 補助点 1の1 1から90度の方向59メートルの点 4の1 4から93度の方向32メートルの点 5の1 5から80度の方向43メートルの点 9の1 9から151度の方向92メートルの点 12の1 12から132度の方向42メートルの点 15の1 15から139度の方向47メートルの点 15の2 15から141度の方向54メートルの点 16の1 16から150度の方向50メートルの点	
---	--	---	--

20の1 20から147度の方向129メートルの点

2 区 域

青苗南地区海岸
1、2、3、4、4の1、1の1及び1の各点を順次に結んだ線により囲まれた区域
青苗中央地区海岸
5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、15の1、15の2、12の1、9の1、5の1及び5の各点を順次に結んだ線により囲まれた区域
青苗北地区海岸
16、17、18、19、20、20の1、16の1及び16の各点を順次に結んだ線により囲まれた区域

北海道告示第1182号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成14年7月9日

- 1 解除予定保安林の所在 釧路市北園190の2264、190の2265、190の2270、190の2272、場所 190の2274 北海道知事 堀 達 也
- 2 保安林として指定され 霧害の防備 した目的
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

北海道告示第1183号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年7月9日

- 1 解除に係る保安林の所 河東郡士幌町字士幌168の53 北海道知事 堀 達 也 在場所 （次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定され 風害の防備 した目的
- 3 解 除 の 理 由 排水路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び士幌町役場に備

え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1184号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成14年7月9日

- 1(1) 解除予定保安林の所在 山越郡長万部町字長万部450の21地先（国有林。次の図に示す部分に限る。） 北海道知事 堀 達 也 場所 飛砂の防備
- (2) 保安林として指定され 公共施設用地とするため した目的
- (3) 解 除 の 理 由 霧害の防備 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び長万部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 解除予定保安林の所在 虻田郡倶知安町字富士見244（次の図に示す部分に限る。） 場所

- (2) 保安林として指定され 土砂の流出の防備 した目的
- (3) 解 除 の 理 由 農道用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び倶知安町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3(1) 解除予定保安林の所在 上川郡東川町1418（次の図に示す部分に限る。） 場所

- (2) 保安林として指定され 水源のかん養 した目的
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び東川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 4(1) 解除予定保安林の所在 釧路市北園190の2279から190の2281まで（以上3筆国有林） 場所 霧害の防備
- (2) 保安林として指定され した目的

(3) 解除の理由 排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び釧路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1185号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定による町道の工事を次のとおり完了する。

平成14年7月9日

1	路線名	長沼町道長沼新道線	北海道知事堀達也
2	工事区間	夕張郡長沼町54番10地先から 夕張郡長沼町769番93地先まで	
3	工事の種類	改築	
4	工事完了の日	平成14年7月19日	

北海道告示第1186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年7月9日

1	道路の種類	道道	北海道知事堀達也
2	路線名	米岡奥尻空港線	
3	道路の区域	間敷地の幅員延長 国道等との重複区間の	
	奥尻郡奥尻町字米岡126番3地先 （道道奥尻島線交点）から奥尻郡 奥尻町字米岡184番7地先（奥尻 空港敷地界）まで	26.22mから 115.46mまで 416.00m 道道奥尻島線にお ける9.00mの間	

北海道告示第1187号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成14年7月9日

1	しゅん功認可の年月日	平成14年7月9日	北海道知事堀達也
2	しゅん功認可を受けた者		
(1)	氏名又は名称	北海道	
(2)	住	札幌市中央区北3条西6丁目	
(3)	代表者の氏名	北海道知事堀達也	
3	埋立区域		
(1)	位	置	
(2)	区	域	

常呂郡佐呂間町字浜佐呂間805 - 5番地先の公有水面
次の①の地点から④の地点までを順次に結んだ線及び①の
地点と④の地点を結んだ線によって囲まれた区域（日本測
地系による測量の成果を使用）

浜佐呂間漁港基準点 基2（北緯44度05分23秒 東経143
度55分53秒）

①の地点 漁港基準点 基2 から方向角312度09分16秒の方向28.80m
の地点

②の地点 ①の地点から方向角218度34分17秒の方向2.02mの地点

③の地点 ②の地点から方向角308度34分37秒の方向54.99mの地点

④の地点 ③の地点から方向角38度36分57秒の方向2.03mの地点

(3)	面	積	111.51㎡
4	免許年月日及び番号	平成12年7月7日	河川第777号指令
5	公有水面埋立法第22条第3項の市町村名	佐呂間町	

北海道告示第1188号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成14年7月9日

1	施行者の名称	北見市	北海道知事堀達也
2	都市計画事業の種類及び名称	北見都市計画公園事業 1号東陵公園	
3	事業の施行期間	平成14年7月9日から平成16年3月31日まで	
4	事業地		
(1)	収用の部分	北見市東陵町地内	
(2)	使用の部分	なし	

公 報

北海道環境影響評価条例（平成10年北海道条例第42号）第10条第1項の規定により、地域高規格道路根室中標津道路（別海道路）環境影響評価方法書について、事業者に対し、環境保全の見地からの意見を述べたので、同条第5項の規定により次のとおり公表する。
平成14年7月9日

北海道知事 堀 達 也

1 総括的事項について

- (1) 計画路線の具体的ルート・構造の設定及び環境保全措置については、現地調査・予測の結果を基にして、複数案の比較検討を行うことにより、環境への影響をできる限り回避・低減する等の検討を行うこと。
- (2) 環境影響評価を行う過程において、環境に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じて、環境影響評価の項目及び手法を見直す等、適切な対応を行うこと。
- (3) 環境影響評価を実施した結果、予測の不確実性により環境への影響が著しくなるおそれのある項目については、モニタリング等に関する事後調査の計画を作成し、準備書に記載すること。

2 個別的事項について

- (1) 水質汚濁に係るもの
工事に伴う濁水等による河川水質への影響について、予測・評価を行うこと。
- (2) 地形・地質
対象事業実施区域を横断する春別川水系及び床丹川水系は、沖積地の湿原内を自由蛇行する自然河川であり、事業実施がどのような影響を及ぼすか、予測・評価を行うこと。
- (3) 動物・植物・生態系の保全

ア 対象事業実施区域近傍はタンチョウ、シマフクロウの分布域であるため、周辺地形の状況や植生の連続性等を考慮し、調査範囲を適宜拡大し、生息の有無に加え、季節的利用の有無や潜在的生息適地の存在について調査するとともに、専門家の意見を聴いた上で、必要に応じて予測・評価を行うこと。
イ 現地踏査等で確認されているオオカキ等の希少な猛禽類等について、種の生態や植生の連続性等を考慮して調査範囲を適宜拡大し、予測・評価を行うこと。
ウ 事業実施により動植物の生息・生育基盤がどの程度消失・縮小するかを把握するとともに、動物の移動経路として果たす役割にどのような影響を及ぼすか、予測・評価を行うこと。

エ 植物について、事業実施による個体・群落の消失程度を把握するほか、群落を分断することによる個体群維持への影響についても、専門家の意見を聴いた上で、必要に

応じて予測・評価を行うこと。

オ 生態系の予測・評価に関して、地域を特徴づける生態系及び注目種・群集の抽出に当たっては、専門家の意見を聴いた上で行うとともに、特に現地踏査で確認されたヒナコウリ等について検討すること。

カ 凍結防止剤及び工事に伴う濁水等による水生植物や魚類、底生動物等河川生態系への影響について、予測・評価を行うこと。

(4) 景観の保全

計画路線を見渡すことができる眺望点として不特定多数の人が利用している場所を対象に引き続き調査し、その存在が確認された場合には主要な眺望点として追加し、眺望点からの眺めの変化の程度について予測・評価を行うこと。

(5) 廃棄物

事業実施により発生する廃棄物（産業廃棄物、一般廃棄物及び建設発生土）について、対象事業実施区域で再生利用される廃棄物と区域外に搬出される廃棄物に区分し、可能な限り定量的に発生・処理状況について予測・評価を行うこと。

公 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により北海道知事が行政書士試験の施行に関する事務を委任した財団法人行政書士試験研究センターから平成14年度行政書士試験の実施について、次のとおり通知があった。

平成14年7月9日

北海道知事 堀 達 也

1 試験 期 日 平成14年10月27日（日）午後1時から午後3時30分まで

2 試験 場 所

試験地	試 験 場 場 所	所 在 地
北海道	北海学園大学豊平校舎	札幌市豊平区旭町4-1-40
	函館勤労者総合福祉センター （サン・リフレ函館）	函館市大森町2-14
	道北経済センタービル（旭川商工会議所）	旭川市常盤通1丁目
	釧路公立大学	釧路市芦野4-1-1

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

第1380号

北海道公報

試験科目	内容等
行政書士の業務に 関し必要な法令等 (出題数 40題)	行政書士法(行政書士法施行規則を含む。)、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政手続法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成14年4月1日現在施行されている法令に関し出題します。
一般教養(出題数 20題)	

- (2) 試験の方法
 ア 試験は、筆記試験によって行います。
 イ 出題の形式は、「行政書士の業務に必要な法令等」は択一式及び記述式、「一般教養」は択一式とします。

4 系統手続

- (1) 受付期間 平成14年8月5日(月)から30日(金)まで
- (2) 受付場所 (財)行政書士試験研究センター
受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送してください(あて先は印刷されています。)。8月30日の消印があるものまで受け付けます。
- (3) 提出書類 受験願書一式(配布場所については5)を御覧ください。)
- (4) 受験手数料 7,000円
- (5) 試験案内及び受験願書の納付方法については、試験案内を御覧ください。

了 郵送配布

- 平成14年8月1日（木）から23日（金）まで
郵送を希望する方は、160円分の切手をはった、あて先明記の返信用
封筒（角2号：A4サイズ用の紙が折らずに入る大きさ）を同封した
上、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書きして、下記あて先
まで郵便で請求してください（8月23日必着のこと。）。
- | | |
|------|-------------------|
| 住 所 | （財）行政書士試験研究センター |
| 郵便番号 | 152 - 8799 目黒郵便局留 |

人窓口配布

- 配布期間 平成14年8月1日(木)から30日(金)まで
配布場所 次表に掲げる場所

試験地	配 布 場 所	所 在 地	配布時間
北海道	北海道総合企画部 地域振興室市町村課 石狩支庁地域政策部振興課 渡島支庁地域政策部振興課 檜山支庁地域政策部振興課 後志支庁地域政策部振興課 空知支庁地域政策部振興課 上川支庁地域政策部振興課 留萌支庁地域政策部振興課 宗谷支庁地域政策部振興課 網走支庁地域政策部振興課 胆振支庁地域政策部振興課 日高支庁地域政策部振興課 十勝支庁地域政策部振興課 釧路支庁地域政策部振興課 根室支庁地域政策部振興課	札幌市中央区北3条西6 札幌市中央区北3条西7 函館市美原4 - 6 - 16 檜山郡江差町字陣屋町336 - 3 虻田郡倶知安町北1条東2 岩見沢市8条西5 旭川市永山6条19 留萌市住之江町2 - 1 - 2 稚内市末広4 - 2 - 27 網走市北7条西3 室蘭市幸町9 - 11 浦河郡浦河町栄丘東通56 帯広市東3条南3 釧路市浦見2 - 2 - 54 根室市常盤町3 - 28	9 : 00 ～17 : 30 9 : 00 ～17 : 30
	北海道行政書士会	札幌市中央区北1条西7丁目 タキマビル2階	9 : 00 ～17 : 00

(注)土曜日及び日曜日は配布しません。

- (6) 連絡先 (問い合わせ先)
(財)行政書士試験研究センター
電話番号 03-5725-7460

5 特例措置の実施

身体機能に著しい障害のある方は、障害の状態により必要な措置をとることができますので、受験申込みに先立って連絡先へ早めに御相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

- (1) 日 時 平成15年 1月15日(水) 午前9時
(2) 方 法 (財)行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)します。

また、公示後、受験者全員に可否通知を郵送します。

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成14年7月9日

1 事業概要 (1) 業 務 名 希少野生動植物保護対策事業（データベース作成事業） (2) 業務内容 「北海道レッドデータブック2001」として道で取りまとめている希少野生動植物のデータ等を基に、種の生態や分布の状況を検索できる電子データベース及びホームページの作成を委託する。 (3) 履行期限 平成15年2月28日 2 参加資格及び選定基準 (1) プロポーザルの提出者に要求される資格 ア 過去2年間（平成12年度から平成13年度）に官公庁又は民間企業と本業務（希少野生動植物保護対策事業）に類似する業務の契約・履行実績がある法人又は団体 イ 道内に営業・運営拠点を持つ法人又は団体 (2) 選定基準 ア 新規雇用の考え方 イ 体制の充実度 ウ 専門的な知識 エ 柔軟性 オ システムの充実度 3 手続等 (1) 担当部課 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部環境室自然環境課 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 392 ファクシミリ 011 - 232 - 6790 E-mail kansei.shizen1@pref.hokkaido.jp (2) 企画提案に係る説明書の交付期間、交付場所及び方法 平成14年7月9日（火）から16日（火）まで （土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで） 交付場所は、(1)に同じ。 直接交付する（郵送はしない。）。 (3) 資格審査申請書の提出期限、提出場所及び方法 平成14年7月16日（火）午後5時必着 提出場所は、(1)に同じ。 持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。 (4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び方法 平成14年8月16日（金）午後5時まで	提出場所は、(1)に同じ。 持参すること。 4 その他 詳細は、企画提案に係る説明書によること。 次のとおりプロポーザルの提出を要請する。 平成14年7月9日 北海道知事 堀 達 也 1 業務概要 (1) 業 務 名 男女平等参画に関する意識調査業務 (2) 業務内容 北海道における男女平等に関する道民の意識についての調査に係る業務を委託する。 (3) 履行期限 平成14年12月27日（金） 2 参加資格及び選定基準 (1) 企画提案書の提出者に要求する資格 ア 経営状態、経営規模において契約の履行に支障がないこと。 イ 道内に本社又は営業所を有する者であること。 ウ 過去3年間ににおいて、国若しくは地方公共団体における世論調査又は社会調査業務を確実に履行した実績を有すること。 エ 財団法人日本世論調査協会、社団法人日本マーケティング・リサーチ協会、社団法人日本テレマーケティング協会又は北海道シンクタンク協議会に加盟している者であること。 (2) 選定基準 ア 業務処理体制 責任者を含む実施体制等、業務実施計画の効率性・妥当性 イ 緊急地域雇用創出特別対策推進事業としての条件の満足度 （ア）総事業費に占める人件費の割合（58パーセント以上） （イ）事業に従事する全労働者に占める新規雇用の失業者の割合（70パーセント以上） （ウ）新規雇用者1人平均の計画実労働日数（45日以上） ウ 企画提案の妥当性 集計結果分析・作成の妥当性 3 手続等 (1) 担当部課 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部男女平等参画推進室
---	---

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 563 ファクシミリ 011 - 232 - 3640 (2) 説明書の交付期間、交付場所及び方法 平成14年7月9日(火)から16日(火)まで(土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで) 交付場所は、(1)に同じ。 直接交付する(郵送はしない。) (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法 平成14年7月17日(水)午後5時まで 提出場所は、(1)に同じ。 持参又は郵送(書留郵便に限る。)による。 (4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び方法 平成14年7月30日(火)午後5時まで 提出場所は、(1)に同じ。 持参による。 4 その他 (1) 契約書作成の要否 要 (2) 関連情報を入手するための照会先 3(1)に同じ。 (3) その他 企画提案書に関するヒアリングを実施する。詳細は、企画提案説明書によること。	
北海道公安委員会公告	
立入を行う警察職員であることの身分を示す証明書の告示(昭和60年北海道公安委員会告示第15号)は、廃止し、平成14年7月1日付けで告示した。 平成14年7月9日 北海道公安委員会委員長 潮田 隆 北海道公安委員会告示第57号 立入を行う警察職員であることの身分を示す証明書の告示(昭和60年北海道公安委員会告示第15号)は、廃止する。 平成14年7月1日 北海道公安委員会委員長 潮田 隆	